

平成二十一年四月十七日提出  
質問第三二二二号

政府代表に関する第二回質問主意書

提出者 鈴木宗男

## 政府代表に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第一八四号)を踏まえ、再度質問する。

- 一 「前回答弁書」では「一についてでお答えした者のうち、日本国政府を代表して、特定の目的をもって外国政府と交渉するための日本政府代表を命ぜられている者は、(一)明石康、(二)今井正、(三)谷内正太郎であり、それぞれ、(一)スリ・ランカの平和構築並びに復旧及び復興に関し、関係国政府等と交渉するための、(二)在沖縄米軍の諸活動等に関する在沖縄米軍との交渉を行い、及びこれに関連するアメリカ合衆国政府との交渉に参加するための、(三)当面の重要な外交問題に関し、関係国政府等と交渉するための日本政府代表を命ぜられている。」との答弁がなされているが、右の政府が谷内正太郎政府代表に命じている任務に関し、「当面の重要な外交問題」とは具体的にどの様な問題を指しているのか、並びに「関係国政府等」とは具体的にどの国を指しているのか、それぞれ詳細に説明されたい。

二 一の答弁にある「当面の重要な外交問題」に、北方領土問題は含まれているか。

三 一の答弁にある谷内代表の任務は麻生太郎内閣総理大臣から命じられたものであり、谷内代表は直接麻生総理の指揮命令を受けるか。または、中曽根弘文外務大臣から命じられたものであり、中曽根大臣の指

揮命令を受けるのか。説明を求めらる。

四 三で、一の答弁にある谷内代表の任務が麻生総理から命じられたものであり、谷内代表が直接麻生総理の指揮命令を受けるのならば、任務遂行に関する情報を谷内代表は中曽根大臣に秘匿することは可能であるか。

五 一の答弁にある「当面の重要な外交問題」に関し、谷内代表が政府見解に反する、または政府見解と異なる自身の見解を、新聞紙等の媒体上で述べることは許されるか。

右質問する。